（歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部改正）

第七条　歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（移換手続）	（移換手続）
第二条　各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、次に掲げる場合において国庫内の移換のため国庫金の払出しをしようとするときは、国庫金振替書（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令（昭和四十三年大蔵省令第五十一号）第一号書式又は財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式（令和元年財務省告示第四十六号）別紙第二号書式の国庫金振替書をいう。以下同じ。）を発し、これを日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）に交付し、又は送信（財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十二号）第二条第四号に規定する送信をいう。以下同じ。）しなければならない。	**第二条**　各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、次に掲げる場合において国庫内の移換のため国庫金の払出しをしようとするときは、国庫金振替書（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令（昭和四十三年大蔵省令第五十一号）第一号書式又は財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式（令和元年財務省告示第四十六号）別紙第二号書式の国庫金振替書をいう。以下同じ。）を発し、これを日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）に交付し、又は送信（財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十二号）第二条第四号に規定する送信をいう。以下同じ。）しなければならない。
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　削除	九　法第百三条の二第五項の規定により、育児休業給付資金を使用するため、同資金に属する現金を雇用勘定の歳入に繰り入れるとき
十　削除	十　法第百三条の二第四項の規定により、雇用勘定の歳入不足を補足するため、育児休業給付資金に属する現金を同勘定の歳入外に組み入れるとき
十一　削除	十一　法第百七条第四項の規定により、雇用勘定において育児休業給付資金に属する現金を繰替使用し、又は法第十五条第六項の規定により、これを返還するとき
［十二～三十九　略］	［十二～三十九　同上］
四十　法第百二十三条の十一第五項の規定により、子ども・子育て支援資金を使用するため、同資金に属する現金を子ども・子育て支援勘定の歳入に繰り入れるとき	［号を加える。］
四十一　法第百二十三条の十一第四項の規定により、子ども・子育て支援勘定及び育児休業等給付勘定の歳入不足を補足するため、子ども・子育て支援資金に属する現金をこれらの勘定の歳入外に組み入れるとき	［号を加える。］
四十二　法第百二十三条の十八第五項の規定により、子ども・子育て支援勘定において子ども・子育て支援資金に属する現金を繰替使用し、又は法第十五条第六項の規定により、これを返還するとき	［号を加える。］
四十三　法第百二十三条の十二第五項の規定により、育児休業給付資金を使用するため、同資金に属する現金を育児休業等給付勘定の歳入に繰り入れるとき	［号を加える。］
四十四　法第百二十三条の十二第四項の規定により、育児休業等給付勘定の歳入不足を補足するため、育児休業給付資金に属する現金を同勘定の歳入外に組み入れるとき	［号を加える。］
四十五　法第百二十三条の十八第五項の規定により、育児休業等給付勘定において育児休業給付資金に属する現金を繰替使用し、又は法第十五条第六項の規定により、これを返還するとき	［号を加える。］